

川辺東小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

はじめに

ここに定める「川辺東小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第12条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

教育活動全体を通じて、児童生徒に関わるすべての大人が、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは卑怯な行為である」
- ・「いじめをしない！させない！許さない！」
- ・「いじめは、どの児童生徒でも、どの学校でも、どの子にも起こりうる」

(2) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 学校としての構え

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策のための組織を活用して行う。
- ・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導體制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての児童生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を高めながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会や生徒会活動等でも適時取り上げ、児童生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・「ひびきあい活動」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童生徒に「自己有用感」「自己肯定感」を育む。
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会や生徒会が計画・運営する児童生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。(国の基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照)

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等、多様な方法で児童生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」(「5 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で各学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にす。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーや、県が指定する「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」及び「暴力行為等防止支援員」と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ事案への対処 発見したいじめに対する対処

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

【いじめの解消】

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、弁護士 等

※即時性を高めるため、一部の学校職員（校長、教頭、生徒指導主事、関係職員）による場合も含む。

- ・具体的には、以下の内容が想定される。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめ被害者への支援・加害者への指導の体制・対応の方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画 令和6年度

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Web ページで「方針」等の発信 ・職員研修会①の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ※校内関係者のみによる校内委員会は4月初から随時実施 ※日常の観察および教育相談の実施 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 hyperQ-Uテストの実施 ・「おしえてねアンケート（記名式）」とそれを基にした教育相談の実施（全員対象） ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ※学校運営協議会、民生児童委員と語る会で「方針」と取組の説明 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた児童会の取組み ・職員研修会②（hyperQ-Uテストの活用についての研修会） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） ・職員研修会③（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り・いじめ未然防止に関わる学活の指導内容の検討） 	第1回県いじめ調査
8月		夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりやWeb ページ等による取組経過等の報告 ・職員研修会④学校行事における配慮事項の確認 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・第2回 hyperQ-Uテストの実施 ・「おしえてねアンケート（記名式）」とそれを基にした教育相談の実施（全員対象） 	いじめ未然防止の学活実施（10～12月）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会⑤（hyperQ-Uテストの活用についての研修会） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい活動」に向けた取組（全校でのいじめ未然防止対策の取組・人権に関わる道徳授業の実践） ・「あたたかい言葉掛け運動」に応募 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「おしえてねアンケート（記名式）」とそれを基にした教育相談の実施 ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会 ・学校だより等による次年度の取組等の説明・次年度への引き継ぎ 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる）

- ◇毎週木曜日の職員打ち合わせで、児童の姿の交流を実施する。児童理解に努め、児童のわずかな変化の把握に努める。
- ◇毎朝、校門で児童の登校の様子を観察し、児童の変化を感じたり、児童から訴えを受けたりして関係職員に連絡、連携して対応する。
- ◇日常における担任および関係職員による児童の観察を怠らない。
- ◇常日頃から、防犯パトロール隊（登下校見守り隊）、民生児童委員、学校運営協議会委員等、地域の協力者との情報交換、連携を怠らない。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 重大事態への対処

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告し、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・「申し立て」のあった時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することがないように留意する。

9 資料の保管 (定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等)

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年間とする。

平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 29 年 8 月 22 日	一部改訂
平成 30 年 5 月 15 日	一部改訂
平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 3 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 5 年 1 月 10 日	一部改訂
令和 6 年 3 月 1 5 日	一部改訂

◆参考

- ・警察に相談・通報すべきいじめの事例 (2023年2月7日教育委員会へ文部科学省)

学校で起こり得るいじめの例	該当する可能性がある罪名
ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。	暴行罪
制服をカッターで切り裂く	器物損壊罪
インターネット上に実名を挙げて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪いなどと悪口を書く	名誉棄損罪や侮辱罪
同級生に「死ね」と言って <small>そそのか</small> 唆し、その同級生が自殺した	自殺教唆罪
同級生の裸の写真・動画を友達に送信する	児童買春・ポルノ禁止法違反罪